

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年4月8日(2024.4.8)

【公開番号】特開2023-93631(P2023-93631A)

【公開日】令和5年7月4日(2023.7.4)

【年通号数】公開公報(特許)2023-124

【出願番号】特願2023-69203(P2023-69203)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 326 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月29日(2024.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域に向けて発射された遊技球が入球可能な複数の入賞口と、
遊技領域に向けて発射された遊技球を再び発射可能とする循環手段と、
遊技の進行を制御する主制御手段と、
持ち球数を制御する枠制御手段と、
枠制御手段によって制御される表示部と、
第1の操作手段と、
第2の操作手段と、

30

操作されることで計数が実行され得る計数手段と、
遊技球を揚送可能な揚送手段と

を備え、

所定の記憶領域に記憶された、持ち球数を管理する持ち球数データと、
遊技球が発射された場合に、当該発射された遊技球数を持ち球数データから減算可能な減算手段と、
遊技球が入賞口に入球した場合に、入球した入賞口に対応して付与可能な賞球数を持ち球数データに加算可能な加算手段と

を有し、

枠制御手段は、繰り返し実行される特定の処理を実行可能であり、

第2の操作手段が操作された状態で新たに電源が供給された場合には、所定のクリア処理を実行し得るよう構成されており、

前記所定のクリア処理が実行された場合には、前記所定の記憶領域がクリアされるよう構成されており、

第1の操作手段が操作された状態で新たに電源が供給された場合には、所定の状態となり、

前記所定の状態ではない状態にて前記特定の処理が実行された場合には所定の処理を実行する一方、前記所定の状態にて前記特定の処理が実行された場合には前記所定の処理を実行しないよう構成されており、

前記所定の状態ではない状態にて前記特定の処理が実行された場合であっても、前記所定の状態にて前記特定の処理が実行された場合であっても、所定のエラーに関する処理が

50

実行されるよう構成されており、

前記所定の状態にて、計数手段が操作された場合には、計数が実行され得ないよう構成されており、

前記所定の状態においては、揚送手段が遊技球を揚送し得るよう構成されており、

持ち球数データは所定の桁数で前記表示部に表示可能に構成されており、

前記所定の記憶領域に記憶可能な持ち球数データの上限は、前記所定の桁数で表すことができる最大数よりも少ない所定値となっている

ことを特徴とするぱちんこ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

遊技領域に向けて発射された遊技球が入球可能な複数の入賞口と、

遊技領域に向けて発射された遊技球を再び発射可能とする循環手段と、

遊技の進行を制御する主制御手段と、

持ち球数を制御する枠制御手段と、

枠制御手段によって制御される表示部と、

第1の操作手段と、

第2の操作手段と、

操作されることで計数が実行され得る計数手段と、

遊技球を揚送可能な揚送手段と

を備え、

所定の記憶領域に記憶された、持ち球数を管理する持ち球数データと、

遊技球が発射された場合に、当該発射された遊技球数を持ち球数データから減算可能な減算手段と、

遊技球が入賞口に入球した場合に、入球した入賞口に対応して付与可能な賞球数を持ち球数データに加算可能な加算手段と

を有し、

20

枠制御手段は、繰り返し実行される特定の処理を実行可能であり、

第2の操作手段が操作された状態で新たに電源が供給された場合には、所定のクリア処理を実行し得るよう構成されており、

前記所定のクリア処理が実行された場合には、前記所定の記憶領域がクリアされるよう構成されており、

第1の操作手段が操作された状態で新たに電源が供給された場合には、所定の状態となり、

前記所定の状態ではない状態にて前記特定の処理が実行された場合には所定の処理を実行する一方、前記所定の状態にて前記特定の処理が実行された場合には前記所定の処理を実行しないよう構成されており、

前記所定の状態ではない状態にて前記特定の処理が実行された場合であっても、前記所定の状態にて前記特定の処理が実行された場合であっても、所定のエラーに関する処理が実行されるよう構成されており、

前記所定の状態にて、計数手段が操作された場合には、計数が実行され得ないよう構成されており、

前記所定の状態においては、揚送手段が遊技球を揚送し得るよう構成されており、

持ち球数データは所定の桁数で前記表示部に表示可能に構成されており、

前記所定の記憶領域に記憶可能な持ち球数データの上限は、前記所定の桁数で表すことができる最大数よりも少ない所定値となっている

ことを特徴とするぱちんこ遊技機である。

30

40

50